

# 簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日  
法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

四層

電子複写不可

125D 10/23  
昭和三十一年度

九一三五師団部隊合同調査資料

厚生省引揚援護局  
未帰還調査部第四調査室

防衛研究所図書館



0827